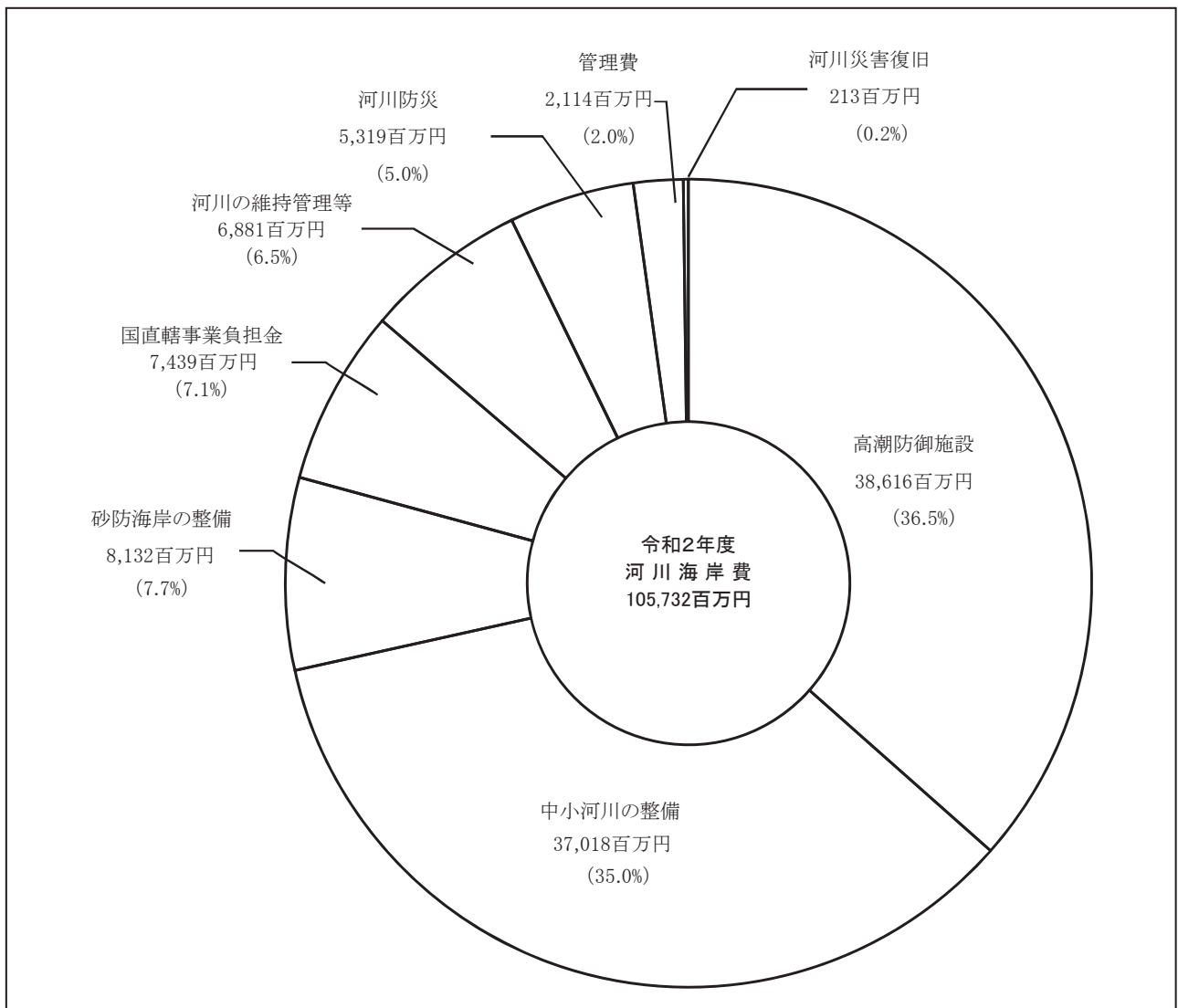
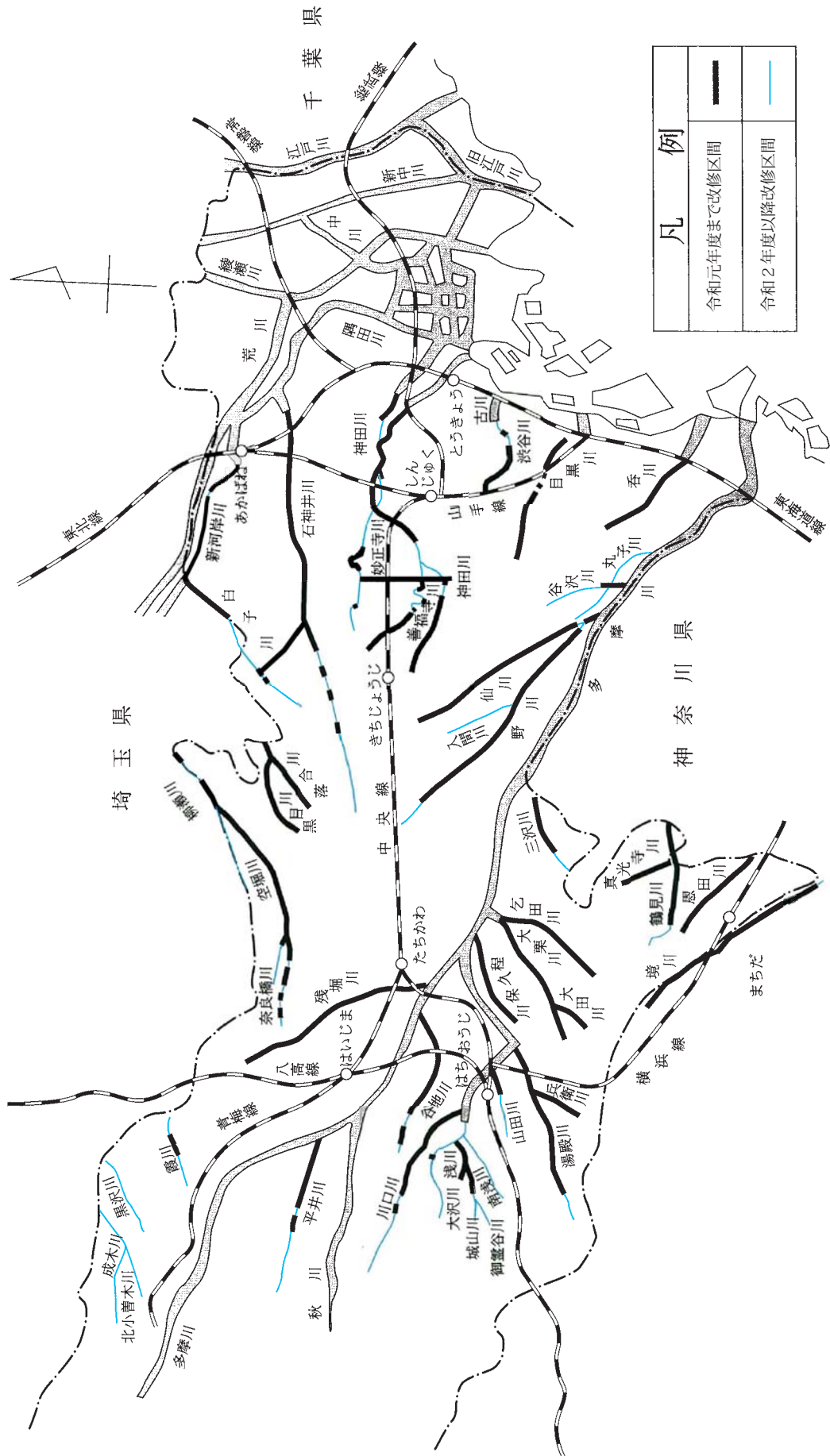


第1	あらし	(75)
第2	東京の地勢と水系	(76)
第3	河川管理	(77)
第4	中小河川の整備	(79)
第5	低地河川の整備	(86)
第6	土砂災害対策事業	(92)
第7	海岸保全事業	(94)
第8	河川環境の整備	(94)
第9	河川維持	(95)
第10	河川防災	(96)
第11	予防保全型管理	(96)
第12	公共土木施設災害復旧 (国土交通省所管施設)	(97)
第13	水防	(97)
第14	その他	(100)

河 川



第3・1図 中小河川改修計画図



第1 あ ら ま し

1 概 要

河川事業は、洪水・高潮による水害や土砂災害から都民の命と暮らしを守るとともに、うるおいのある水辺の形成・自然環境の保全・再生及び河川利用などを推進して良好な河川環境と都市環境を形成することを目的とし、安全で安心かつ活力のある都市の創出に資するものである。

区部の台地や多摩地域の中小河川では、河川の氾濫による水害を防止するため、護岸や調節池等の整備とともに、流域における貯留浸透事業の促進など、総合的な治水対策を推進している。

東部低地帯の河川では、高潮や地震による水害を防止するため、防潮堤や水門等の整備や耐震・耐水対策を進めている。また、隅田川などの主要河川においては、スーパー堤防等の整備を進め、耐震性の向上とともに、水辺環境の向上を図っている。

多摩地域や島しょを中心に、豪雨による土砂災害や、火山噴火による災害から都民の命を守るため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策を実施している。また、高潮・波浪等による海岸の侵食を防止し、国土を保全するため、主に島しょで海岸保全施設の整備を進めている。

さらに、河川は密集した市街地の中で人々の暮らしにゆとりやうるおいを与える貴重なオープンスペースであるため、多自然川づくりや水辺の緑化、親水性に配慮した護岸の整備を行うなど、人々が集い、憩える水辺環境の創出に努めている。

また、ソフト面からも防災・減災対策の強化を図るため、土砂災害警戒区域の指定・周知、浸水予想区域図の改定・周知、防災情報提供の充実などを進めている。

2 課 題

中小河川においては、時間50ミリ降雨に対応するための護岸や調節池等の整備を進めてきており、令和元年度末の治水安全度は80%となっている。しかし、近年、時間50ミリを超える豪雨に起因する浸水被害が多く発生しているため、こうした豪雨にもハード・ソフト両面から対応していくことが求められている。

東部低地帯の河川の高潮防御施設の整備においては一定の安全性を確保してきているものの、東

日本大震災を踏まえ、施設の耐震性能照査をした結果、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合に堤防や水門等が損傷する可能性があることが判明した。地震時における津波等による浸水を防止するため、早期に耐震・耐水対策を進めていく必要がある。

また、越中島川や神田川下流部などの低地河川には放置船舶があり、河川管理や事業推進等の支障となっている。

土砂災害対策においては、施設整備等のハード対策を危険度や保全対象を考慮して、優先度の高い箇所から順次実施しているが、都内には土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域が約15,000箇所あり、全ての箇所でハード対策を実施するには、多大な時間と費用を要する。このため、地域住民への情報提供や警戒避難体制の確立など、ソフト対策の充実が重要となっている。

海岸保全においては、侵食に対応する施設整備に加えて、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の推進が必要である。

また、首都東京の更なる魅力向上を図るため、親しみやすい河川空間を創出するとともに、地域や民間と連携し、河川空間を利用した恒常的なぎわいづくりを行っていく必要がある。

3 今後の対応方針

中小河川においては、時間50ミリ降雨に対応する護岸整備等を着実に進めていく。また、地域の降雨特性を踏まえ、目標整備水準を区部で時間最大75ミリ降雨、多摩地域で時間最大65ミリ降雨(いずれも年超過確率1/20で等しい)に引き上げた「中小河川における都の整備方針」(平成24年11月)に基づき、新たな目標整備水準に対応できる調節池等の整備を進めていく。また、治水施設の整備とともに、浸水予想(想定)区域図や洪水予報などの防災情報の提供を充実させていく。

東部低地帯の河川においては、今後想定される最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とした「東部低地帯の河川施設整備計画」(平成24年12月)に基づき、約86キロの堤防と全22施設の水門等の耐震・耐水対策を実施していく。

土砂災害対策においては、「人命の保護」を最優先に災害対応力の向上・充実のための総合的な土砂災害対策を推進する。平成29年度に土砂災害

危険箇所調査が完了し、令和元年9月に土砂災害警戒区域等の指定が都内全域で完了した。今後は、区市町村における防災体制の早期整備を促していくとともに、土砂災害警戒区域等の更新のため、おおむね5年ごとに行う二巡目の基礎調査にも取り組んでいく。砂防事業は、時間と費用を要することから、避難所等の施設の重要度や災害発生の危険度を考慮して、箇所ごとの緊急性を評価し、計画的に事業を実施する。急傾斜地については、急傾斜地法に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、区市町村の要望を受け、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

海岸事業においては、侵食を防止する人工リーフ等の海岸保全施設の整備を進め、良好な海岸環境を創出していく。

河川空間の利用においては、「新たな水辺整備のあり方検討会」（平成26年2月）の提言等を踏まえ、恒常的なにぎわいの創出に向けて、浅草や両国などのエリアで重点的ににぎわいを誘導するとともに、テラスの連続化や夜間照明の設置などにより水辺の動線を強化する。併せて、成熟社会にふさわしい東京の魅力を高める交通手段の活用を図るため、舟運の活性化に取り組み、水辺の魅力を活かした東京の顔づくりを進めていく。

第2 東京の地勢と水系

河川部計画課

1 概要

東京都の地勢は、東西に長くひらけており、秩父山塊の一部を形作っている西部の山地、武蔵野台地と呼ばれる中央部の台地及び東京湾に接する東部の低地の大きく三つに分けることができる。また、太平洋上には、伊豆諸島や小笠原諸島の島々が点在している。

このような地勢から、東京の河川は、おおむね西部から源を發して東京湾へ流下する河状を呈している。水系別に分けると、主として西部山地の水を集める多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、東部低地帯を貫流する利根川水系及び直接海へ注ぐその他の水系の5つに大別される。

2 多摩川水系

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山に源を發し、

西部山地における大部分の支川の水を集めて南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川を合わせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は1,240km²で山梨県、東京都及び神奈川県の一都二県にまたがる一級河川である。

3 鶴見川水系

鶴見川は、町田市小山田に源を發し、多摩丘陵を東流し、真光寺川を合わせて神奈川県に入り、その後、恩田川、鳥山川等の支川を合わせてさらに南東に流下し、横浜市、川崎市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積235km²の一級河川である。

4 荒川水系

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に源を發し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区志茂で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940km²の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を合わせて東京湾に注いでいる。

5 利根川水系

利根川は、群馬、新潟両県の県境大水上山に源を發し、片品川、吾妻川、烏川、神流川、渡良瀬川、鬼怒川などの数多くの支川を集めながら関東平野の大部分を網羅し太平洋に注ぐ、流域面積が日本最大の16,840km²の一級河川である。

中川は、埼玉県羽生市に源を發し、南下して東京都内に入り、葛飾区高砂町地先で新中川を分派し、通称七曲りといわれる蛇行をくり返しながらか東四ッ木地先で綾瀬川を合流し、以下中堤を介して荒川沿いに流下し東京湾に注いでいる。その流域面積は987km²の一級河川である。

江戸川は、千葉県野田市で利根川から分流し、千葉県、埼玉県及び東京都の境を南に流下し、市川市行徳付近で旧江戸川を分派し、さらに南下し、東京湾に注いでいる。流域面積は200km²の一級河川である。

6 その他の水系

上記の一級水系に属さず、直接海に注ぐその他の水系として、古川や目黒川、立会川、呑川などの城南地区を流れる河川、町田市と神奈川県との

境を流れる境川、小笠原諸島父島を流れる八ツ瀬川などの二級河川がある。

このうち、城南地区を流れる河川の上流部など一部の区間は、下水道計画と調整し、覆蓋して下水道幹線として整備されている。

第3 河川管理

河川部指導調整課

1 概要

わが国の河川行政は、明治29年の河川法（旧法）の公布により、はじめて近代的行政として歩み始めた。旧法制定後の社会経済の著しい進展や新憲法制定などの法制度の変革を受け、昭和39年、旧法が全面改正され、新しい河川法が制定された。新法は、治水のほか利水も目的に加え、区間主義河川管理制度に代えて水系主義河川管理制度を導入したことから、水系を一貫した管理体系に基づく治水事業の計画的な推進及び産業の発展や人口の増加等に伴う様々な需要を満たすための広域的な見地からの水利用・開発が図られることになった。

新法施行後も改正を重ね、近年においては、高規格堤防特別区域の指定（平成3年）、河川区域の特例としての河川立体区域制度と相手方が特定できない場合の監督処分の手続の創設（平成7年）、法目的に「河川環境の整備と保全」の追加、地域の意向を反映した河川整備計画制度の導入及び異常渇水時の円滑な水利使用の調整のための措置（平成9年）、流水占用料等徴収事務を自治事務とする等の地方分権への対応措置（平成11年）、一級河川の直轄区間においても市町村長に河川工事等を認める規定、政令市への河川管理権限の付与等の規定を創設（平成12年）、また、平成25年6月の改正では、自発的に河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するため、河川協力団体制度が創設された。

河川の管理は、洪水、高潮等による災害発生の防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るために総合的な管理を行わなければならない。

つまり、河川管理とは、河川工事、河川管理施設の操作等の事実行為及び河川区域の指定、河川占用の許可、河川に影響をおよぼす行為の制限、費用負担命令、公用負担等の行政処分であって、公共用物としての河川の保全及び改良並びにその

利用の確保増進とこれに付随して行われる一切の行為を指す。

河川行政の基本的要点は、次のとおりである。

2 河川の分類

河川法では、公共の水流及び水面としての河川を一級河川、二級河川、準用河川に区分して規定する。一級河川は国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で、社会資本整備審議会及び都道府県知事の意見を聞いたうえ、国土交通大臣が指定したものをいう。二級河川は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係のあるものについて、関係市町村長の意見を聞いたうえ、都道府県知事が指定したものをいう。

東京都内の河川には、4水系92の一級河川と都知事が管理する15の二級河川がある。（資料第3-（1）、P.230）

なお、一級河川及び二級河川以外の河川で、区市町村長が指定したものについては、原則として二級河川に関する規定を準用して河川管理が行われるため、準用河川といわれる。

3 河川管理者

河川の管理は、一級河川については国土交通大臣、二級河川は当該都道府県を統括する都道府県知事が管理することとなっているが、一級河川の一部の区間においては、政令により国土交通大臣の権限の一部を都道府県知事が行っている（この区間を「指定区間」という。）。

更に、特別区の区域内に存する一級河川の指定区間及び二級河川のうち、隅田川や地下調節池などの治水対策上重要な河川や河川管理施設は都知事が管理するが、神田川や江東内部河川などは「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、特別区長が維持管理している。

（資料第3-（2）、P.232）

4 普通河川等の管理

河川法の適用又は準用を受けない公共の水流及び水面を普通河川という。

普通河川や濠、池等のように、河川法等の特別法の適用を受けない公有水面については、大部分が国有であったが、都道府県又は市町村が条例を定めて管理を行うことができるとされていた（地方分権一括法による改正前の地方自治法第2条及

び14条)。

普通河川は、地方分権推進計画により、平成12年4月1日から平成17年3月31日までの5年間で、一部を除いて国から区市町村に譲与された。譲与により、普通河川の機能管理、財産管理とも区市町村の自治事務となった。各区市町村では、公共物管理条例等を制定して普通河川を管理している。

5 河川区域内の占用

河川区域内の土地は、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は、原則として認めるべきものではない。

しかし、公園のように一般公衆の河川敷の利用を増進する施設や、道路や鉄道の橋梁のように公共性、公益性のある事業等、占用の主体や施設が適切なものについて許可している。主な占用施設としては、道路・鉄道の橋梁、電気、ガス、水道、下水道、電気通信施設等がある。

また、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用する流水の占用は、その目的を達成するのに必要な限度において許可されている。代表的形態として、かんがい用、工業用、発電用等がある。

東京都知事は、河川法第23条から第25条までの許可を受けた者から、東京都河川流水占用料等徴収条例に基づいて土地占用料、流水占用料等を徴収している。なお、河川流水占用料等の処理件数及び収入実績は、**第3・1表**のとおりである。

第3・1表 河川流水占用料等処理件数及び収入実績
(単位：件、千円)

区 分	土地水面 占・使用料	水利使用
27年度 { 件数 金額	12,871 2,865,687	16 65,674
28年度 { 件数 金額	12,875 2,860,689	17 80,335
29年度 { 件数 金額	13,431 2,731,096	16 76,553
30年度 { 件数 金額	13,981 2,819,924	15 73,194
令和元年度 { 件数 金額	13,788 2,828,361	16 75,028

6 特例占用制度の活用

平成23年4月に河川敷地占用許可準則が改正され、地域との合意形成が図られ、河川管理者が指定する区域に限り、民間事業者によるイベント施設、船着場、オープンカフェなどの河川敷地利用が可能となった。

都では、平成25年10月に隅田川においてオープンカフェが開店したのを皮切りに、令和2年4月現在、隅田川(都管理)、渋谷川(区管理)等、令和2年4月現在7河川12か所において「都市・地域再生等利用区域」を指定し、河川空間を活用したにぎわいの創出を進めている。更なるにぎわい創出に向け、国・関係区市町村と連携しながら、水辺の魅力向上に努めていく。

7 河川敷地の適正管理

河川敷地等の不法占用や不法投棄等の不法行為を防止して、河川を適正に管理するために、河川監察を行っている。

河川監察に際しては、重点的、効率的に巡視、監視業務を行い、不法占用等の早期発見と是正指導に努めている。

また、河川管理上重大な支障がある場合については、監督処分から行政代執行までの法的措置を視野に入れて適正化を図っていく。

8 河川におけるホームレス対策

都管理河川におけるホームレス概数は49人(令和2年1月現在調査)で、そのうち約9割の42人が隅田川に起居している。

ホームレスによるテントや仮小屋の設置やごみの投棄等により、河川の衛生環境の確保や水辺空間のにぎわい創出に支障をきたすとともに、洪水、高潮等の災害時にホームレス等の人命の危険性があるため、ホームレス地域生活移行支援事業(平成19年度末で事業終了)や自立支援システム等の福祉施策との連携により適正化を図ってきた。

令和2年度は、引き続き自立支援システム等の福祉施策を活用し、適正化を図っていく。

適正化に際しては、定期巡回、特別清掃、24時間警備を通じ、所轄警察署や特別区と連携により指導警告を強化し、河川の衛生環境を確保しつつ、ホームレスの定着防止を図る。

適正化後は、水辺のにぎわい創出事業との連携により新規流入の防止を図っていく。

9 不法係留船舶対策

不法係留船舶は、流水阻害のほか、ゴミの不法投棄、周辺での違法駐車、景観阻害など、水辺の生活環境に問題を引き起こしており、また船舶による経済活動や災害時の救援活動の支障にもなっている。

このことから、都では、河川法による従来の河川管理に加え、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」を制定し、「東京都船舶の係留保管適正化計画」を策定することで、不法係留船舶対策を推進している。

具体的には、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」により、船舶所有者等に係留保管場所の確保を求めるとともに、都が係留保管施設の整備を図りながら、移動措置や罰則が可能となる適正化区域等を指定することで、適正化と再発防止を図ることとした。また、「東京都船舶の係留保管適正化計画」では適正化を計画的に展開するために係留保管施設の整備及び不法係留船舶防止の方針等を示している。

平成15年1月の条例施行以降は、新中川、新河岸川、旧江戸川、新芝川、綾瀬川、中川、海老取川、築地川、亀島川、堅川、呑川、小名木川を適正化区域等に指定し、適正化に取り組んできた。

平成25年6月には、築地川において、度重なる警告にもかかわらず自主移動されずに残されていた6隻の船舶について、強制移動を実施し、延べ約90隻あった築地川の不法係留船舶の適正化を完了した。

こうした取組の結果、条例施行時には1,000隻以上あった不法係留船舶数は全体で8割以上減少するなど大きな成果を上げている。

第4 中小河川の整備

河川部計画課・改修課・防災課

1 概要

(1) 基本的な進め方

隅田川以西の区部山の手には、神田川、渋谷川・古川、多摩地域には、野川、空堀川などが流れており、これらは中小河川と呼ばれている。

都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、市街化区域内で改修を必要とする46河川、324kmにおいて、1時間あたり50ミリの降雨により生じる洪水に対して安全を確保することを目標として中小河川の整備を進めてきた。

整備手法については、河道整備（河道拡幅や護岸整備、河床掘削等）を基本とし、早期の河道整備が困難な区間では、洪水の一部を貯留する調節池や洪水の一部を分けて流す分水路の整備を進めるなど、地域の状況に応じた効果的な対策を実施

し、水害の早期軽減に努めている。

また、近年の目標整備水準を大きく超える豪雨に伴う浸水被害の発生等を受け、「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」(平成24年11月)及び「東京都豪雨対策基本方針(改定)」(平成26年6月)を策定し、地域の降雨特性を踏まえ、区部の台地を流れる河川は時間最大75ミリ、多摩地域を流れる河川は時間最大65ミリ(いずれも年超過確率1/20で等しい)に目標整備水準を引き上げ、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図っていくこととした。なお、50ミリを超える部分については調節池等により対応することを基本としており、流域を超えて調節池の容量を相互に活用できる広域調節池など、新たな調節池の整備について優先度を考慮して順次進めている。

(2) 整備状況

河道整備は、令和元年度までに、全体で218.7kmの護岸整備が完了しており、事業進捗状況は護岸整備率68%となっている。

また、神田川・環状七号線地下調節池、黒目川・黒目橋調節池など28箇所の調節池と、三沢川分水路など8箇所の分水路が完成しており、調節池等の整備の効果を加えた治水安全度達成率は80%となっている。(第3・2表、第3・3表(P.80)、第3・4表(P.81))

令和元年度は、善福寺川、石神井川、空堀川等で延長約0.8kmの護岸整備を実施した。令和2年度は、事業費約411億円をもって、善福寺川、石神井川、空堀川、谷地川等で延長1.4kmの護岸整備を実施するとともに、新たな整備水準に対応するため、平成28年度以降順次工事に着手してきた環状七号線地下広域調節池や境川木曾東調節池などの整備を着実に進めていく。(第3・5表、P.81)

事業実施にあたっては、より一層の事業の重点化やコスト縮減に積極的に取り組むと共に下水道など他事業との連携を強化し、事業効果の早期発現を図る。

第3・2表 中小河川整備進捗状況

全体計画	令和元年度実績		令和2年度当初予算			令和3年度以降
	規模 [km]	整備率 [%]	規模 [km]	金額 [億円]	整備率 [%]	規模 [km]
都全体 46 河川 324 km	218.7	(80) 68	1.4 [220.1]	411	(81) 68	103.9
区部 14 河川 107 km	80.9	76	[81.6]	314	76	25.4
多摩地域 36 河川 217 km	137.8	64	[138.5]	97	64	78.5

- 注) 1 河川数は区部、多摩地域で4河川が重複している。
 2 金額には中小河川整備費のほか河川防災費、用地会計分を含む。
 3 []内の数値は、当該年度までの累計である。
 4 整備率は護岸の整備率を、()書は治水安全度達成率を示す。
 5 治水安全度達成率とは、護岸整備延長に調節池等の効果を加えた整備率である。
 6 規模(km)は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため、単純合計があわない場合がある。
 7 金額は、都全体、区部及び多摩地域の当初予算をそれぞれ四捨五入しているため、単純合計が合わない場合がある。

第3・3表 主な中小河川の整備状況

河川名 整備延長 km	令和元年度実績		令和2年度当初予算			令和3年度以降	令和2年度の 主な整備内容
	Km 規模	% 整備率	Km 規模	百万 金額	% 整備率	Km 規模	
神田川 20.6	18.0	87	0.12 [18.1]	13,995	88	2.5	護岸整備 調節池整備
善福寺川 10.5	6.2	59	0.24 [6.5]	2,582	62	4.0	護岸整備 調節池整備
妙正寺川 9.9	4.3	43	0.06 [4.4]	534	44	5.5	護岸整備
石神井川 24.5	18.4	75	0.09 [18.5]	6,312	76	6.0	護岸整備 調節池整備
白子川 8.6	4.3	50	0.03 [4.4]	978	51	4.2	護岸整備
野川 18.8	16.1	86	0.00 [16.1]	523	86	2.7	河床整備 調節池整備
空堀川 14.0	12.5	89	0.12 [12.6]	1,316	90	1.4	護岸整備 河床整備
鶴見川 9.6	7.2	75	0.03 [7.3]	326	76	2.3	護岸整備

- 注) 1 [] の数値は、当該年度までの累計である。
 2 規模(km)は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため、単純合計があわない場合がある。

第3・4表 調節池・分水路の整備状況

区分	完 成	整 備 中
調 節 池	12河川 28か所	5 河川 7 か所
分 水 路	5 河川 8 か所	1 河川 1 か所

第3・5表 整備中調節池等の概要

河川名	施 設 名 称	貯留量 (m ³)	着手 年度	稼働時期 (予定)	令和元年度 の主な実施内容
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28	R 3年度稼働 (予定)	本体工事
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28	R 6年度稼働 (予定)	本体工事
	環状七号線地下広域調節池 (石神井川区間)	681,000	H28	R 7年度稼働 (予定)	本体工事
石神井川	城北中央公園 調節池 (一期)	90,000	H28	R 7年度稼働(一期) (予定)	本体工事
野川	野川大沢調節池 (規模拡大)	68,000	H28	R 3年度稼働 (予定)	本体工事
境川	境川金森調節池	151,000	H29	R 7年度稼働 (予定)	本体工事
	境川木曾東調節池	49,000	H29	R 7年度稼働 (予定)	本体工事
谷沢川	谷沢川分水路	50m ³ /s (分水流量)	H30	R 6年度稼働 (予定)	本体工事

2 主な整備中の調節池等

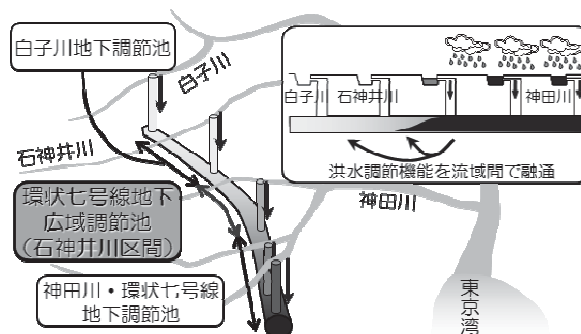
(1) 環状七号線地下広域調節池の整備

環状七号線地下広域調節池は、1時間あたり75ミリの降雨に対応するための施設であり、都道環七通りと目白通りの地下空間を活用し、既設の神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を新たなトンネルで連結する大規模なトンネル式の地下調節池である。神田川、石神井川及び白子川の流域間で、貯留容量の相互融通が可能となり時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮する。平成28年度から整備に着手し、令和7年度の稼働を目指している。(第3・6表)(第3・2図)

第3・6表 環状七号線地下広域調節池
(石神井川区間)

施 工 箇 所	中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内	
施 設 概 要	貯 留 量	約681,000m ³
	トンネル延長	約5.4km
	トンネル内径	12.5m (土被り約32m~40m)
	地 上 施 設	取水施設、排水施設、管理棟

第3・2図 環状七号線地下広域調節池のイメージ



(2) 城北中央公園調節池の整備

城北中央公園調節池は、都立城北中央公園を活用した地下式の調節池で、1時間あたり75ミリの降雨に対応するための施設である。本調節池は、二期に分割して施行予定であり、第一期工事は、平成28年度から整備に着手し、令和7年度の稼働を目指している。（第3・7表）

第3・7表 城北中央公園調節池

施 工 箇 所	板橋区小茂根五丁目地内から練馬区羽沢三丁目地内	
施設概要	貯 留 量	約250,000m ³ （一期：90,000m ³ ）
	敷 地 面 積	約2.0ha
	上 部 施 設	都立城北中央公園

(3) 境川金森調節池の整備

境川金森調節池は、町田市の西田スポーツ広場を活用した地下式の調節池で、1時間あたり65ミリの降雨に対応するための施設である。平成29年度から整備に着手し、令和7年度の稼働を目指している。（第3・8表）

第3・8表 境川金森調節池

施 工 箇 所	町田市金森地内	
施設概要	貯 留 量	約151,000m ³
	敷 地 面 積	約1.7ha
	上 部 施 設	町田市西田スポーツ広場

(4) 谷沢川分水路の整備

谷沢川分水路は、谷沢川上流部で本川及び下水道雨水幹線の雨水を最大50m³/s取水し、最下流部で放流するトンネル形式の分水路で、1時間あたり75ミリの降雨に対応するための施設である。平成30年度から整備に着手し、令和6年度の稼働を目指している。（第3・9表）

第3・9表 谷沢川分水路

施 工 箇 所	世田谷区玉堤二丁目地内から同区玉川台一丁目地内	
施設概要	最 大 流 量	50m ³ /s
	トンネル延長	約3.2km
	トンネル内径	5.5m

3 中小河川の新たな整備水準達成に向けた取組

(1) 中小河川における都の整備方針

近年、都内では、これまでの中小河川の目標整備水準である時間50ミリを超える豪雨が増加し、それに伴う水害が頻発していることから、平成24年11月、学識委員会からの提言を踏まえ「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」を策定した。

具体的には、地域の降雨特性を踏まえ、目標整備水準をこれまでの時間50ミリから、区部では時間最大75ミリ、多摩地域では時間最大65ミリ（いずれも年超過確率1/20で等しい）に引き上げるとともに、時間50ミリを超える部分は調節池等によることを基本とし、広域調節池の整備や、河川と下水道との連携などを提示した。

これらの対策の実現により、既往最大の浸水被害をもたらした狩野川台風規模の豪雨や時間100ミリを超える、局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても河川からの溢水をほぼ防止することが可能となる。

対策の進め方については、近年の時間100ミリを超える局地的集中豪雨による溢水被害の発生状況などを踏まえ、神田川など8流域の対策を優先することとした。今後は、「東京都豪雨対策基本方針」（平成26年6月改定）を踏まえ、谷沢川・丸子川を加えた9流域において、優先的に対策を進めていく。

(2) 今後の取組

令和元年12月に策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」（令和元年12月）に基づき、令和7年度までに現在整備中の8施設を稼働させ、都内全域の調節池貯留量を256万m³（平成30年度末）から約1.4倍の約360万m³へと拡大し、さらに、令和12年度までに新たに約150万m³の調節池を事業化するなどして、浸水被害を軽減する。

令和2年度は、時間50ミリに対応する護岸整備を着実に進めていくとともに、神田川など6流域において、神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池をつなぐ環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池、野川大沢調節池などの新たな目標整備水準に対応した調節池等の工事を着実に進めていく。（第3・2図、P.81）

また、平成30年度の「防災事業の緊急総点検」を踏まえ、神田川や野川など8河川において、新たな調節池の事業化に向けた検討を実施している。

中でも石神井川と境川において新たな調節池を令和2年度に事業化した。さらに、各流域間で調節池容量を相互に活用できる環七地下広域調節池の延伸等や浸水被害の発生などを踏まえ、対策強化流域の追加を検討している。

4 都市型水害対策

(1) 概要

近年、東京では短時間かつ局地的に、時間50ミリを超える集中豪雨がたびたび発生し、浸水被害も多発している。一方、都内では、地下空間や土地の高度利用などがますます進行し、浸水に対する危険度はさらに増大している。

都は、こうした被害の軽減を目的に、「東京都都市型水害対策検討会」報告（平成13年11月）や「東京都豪雨対策基本方針」（平成26年6月改定）に基づき、河川整備をはじめとするハード対策と、浸水予想区域図の作成・公表などのソフト対策を実施している。（第3・3図）

(2) 河川、調節池等の整備

現在行っている河道や調節池などの治水施設の整備にあたっては、浸水実績などを基に、より重点的に整備していく。

(3) 流域対策の推進

公園、学校、集合住宅への雨水貯留浸透施設の設置や、住宅等への各戸貯留施設の設置、道路における透水性舗装や浸透マスの設置など、流域対策を積極的に推進していく。

(4) 水防情報の提供

雨量・河川水位の情報や河川監視カメラの映像、大雨・洪水等の警報・注意報、洪水予報等の氾濫危険情報などを東京都水防災総合情報システムのホームページより4か国語にて提供している。またツイッターでも情報を提供している。

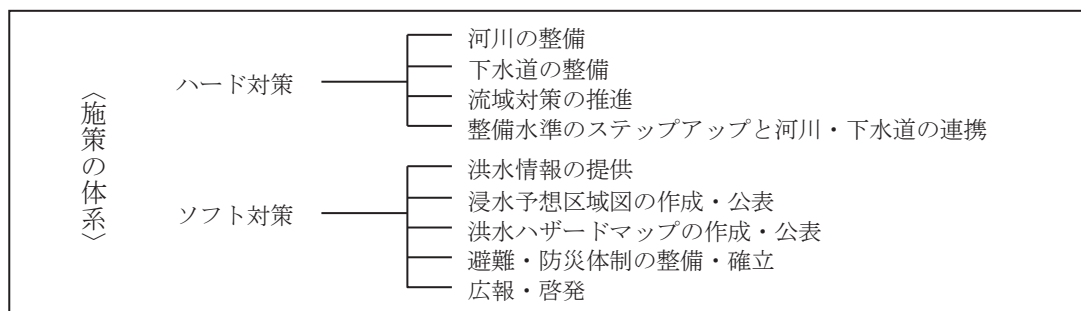
(5) 浸水予想区域図・洪水ハザードマップ

水防関係機関や都民が浸水に対して事前に備えることができるように、河川管理者、下水道管理者及び流域の区市町村が連携して作成するものである。

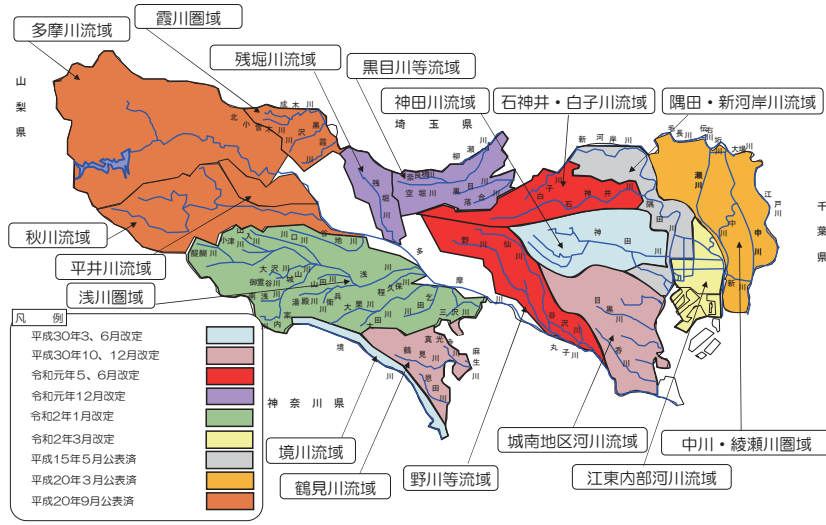
「浸水予想区域図」は、河川や下水道の整備水準を大きく上回る平成12年9月の東海豪雨により氾濫した場合に浸水が予想される区域と浸水の深さを示すものとして、神田川流域をはじめ、都管理河川全流域で作成・公表済みであったが、平成27年5月に水防法が改正されたことを受け、外力を東海豪雨から想定し得る最大規模の降雨に見直し、浸水予想（想定）区域図の改定を進めており、令和2年度までに全14区域の改定を完了する予定である。（第3・4図、P.84）

「洪水ハザードマップ」は、区市町村が「浸水予想区域図」を基にして、避難路や避難場所等を記載したものである。令和2年3月現在、「洪水ハザードマップ」は、23区26市1町で作成・公表済みであり、今後その他の市区町村においても、順次作成・公表していく予定である。

第3・3図 都市型水害対策の体系と主な対策



第3・4図 浸水予想区域図 公表状況



(6) 特定都市河川浸水被害対策法

特定都市河川浸水被害対策法は、市街化の進展により、河川の整備だけでは十分かつ効率的な浸水被害対策を講ずることができない河川を「特定都市河川」に指定し、総合的に浸水被害対策を進めていくものである。同法では、河川管理者、下水道管理者、関係地方公共団体が共同して、流域水害対策計画を策定することや、雨水貯留浸透施設の設置義務付けや保全調整池の指定などを行うことを規定している。

平成17年4月1日、鶴見川が全国初の「特定都市河川」に指定され、平成19年3月には国や神奈川県などと共同で「鶴見川流域水害対策計画」を策定した。今後は、この計画に基づき、関係機関と連携して総合的な治水対策を推進していく。

また、平成26年6月1日、新たに境川が「特定都市河川」に指定された。今後は神奈川県などと共同で「流域水害対策計画」を策定していく。

(7) 豪雨対策基本方針(改定)について

平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、治水関係3局(都市整備局、建設局、下水道局)が連携し、平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。

これに基づき河川・下水道整備、流域対策を推進し、浸水被害の減少など、一定の成果を上げてきたが、豪雨による浸水被害が依然として発生している。このため、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況を踏まえ、豪雨対策基本方針を見直し、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針(改

定)」を策定した。

改定の内容は、降雨特性を考慮した目標降雨の設定や、甚大な被害が発生している河川流域を「対策強化流域」とし、年超過確率1/20(区部:時間75ミリ、多摩地域:時間65ミリ)までの降雨は浸水被害を防止することとしている。また、これまでの対策促進流域の7流域に加え、平成19年以降の浸水被害を踏まえ、境川と谷沢川・丸子川を追加した9流域を対策強化流域としている。(第3・5図、P.85)

令和元年度までに、9流域のうち、神田川流域、石神井川流域、野川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域、目黒川流域及び白子川流域において、流域別の豪雨対策計画を改定した。引き続き、残りの流域においても、流域別の豪雨対策計画を改定・策定し、河川ごとに具体的な対策を定めて事業を推進していく予定である。

(8) 令和元年東日本台風(台風第19号)を踏まえた多摩地域の河川における安全性向上について

多摩地域の山間部の河川では川幅や勾配などの変化が多く、令和元年台風第19号では、そうした箇所などで浸水被害が発生し、また、洗掘によって護岸が崩落し、道路が通行不能となる箇所があった。このため、河道の蛇行区間や狭隘箇所について、これまでの調査結果も活用しつつ詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸強化など、早期に安全性が向上できる対策等を検討・実施する。

第3・5図 対策強化流域の位置



第5 低地河川の整備

河川部計画課・改修課・指導調整課

1 概要

武蔵野台地以東の東部低地帯の河川は、かつては多くの高潮や洪水の災害を被ってきたことから治水施設の整備を進めてきた。(第3・10表、P. 87)

2 高潮防御施設の整備

東部低地帯は、軟弱な地盤で構成されているうえ、明治期以降、工業地帯としての発展に伴って地下水の利用が盛んに行われた。その結果、地盤沈下が進行し、高潮、洪水、大地震等の自然災害に対して極めて弱い地域となった。

このため昭和32年、既往最大(大正6年台風)の高潮に対処できるように江東三角地帯を囲む外郭堤防修築事業に着手した。しかし、昭和34年9月に名古屋地方に最大の高潮被害をもたらした伊勢湾台風を契機として、同台風級の高潮(A. P. +5.1m)に対処できるように計画を改定し、高潮防御施設整備事業として防潮堤や護岸等を整備している。

令和2年度は、事業費約28億円をもって、毛長川の護岸約0.2km等の整備を実施する予定である。

3 江東内部河川の整備

荒川・隅田川及び東京湾に囲まれた江東三角地帯は、地盤が低く、内部を河川が縦横に走っているため、これまで多くの水害に見舞われてきた。さらに、護岸は地盤沈下に伴って度重なる嵩上げを行ってきており、大地震に対して脆弱な状態となっていた。そこで、この地域を大地震に伴う地域内の護岸損壊による浸水被害から守るため、江東内部河川整備事業を実施することとした。(第3・6図、P. 87)

この事業は、江東三角地帯をおおむね東西に二分し、地盤が著しく低い東側地域の河川は、平常水位を低下させ一定に保つ水位低下方式により整備し、地盤が比較的高く舟航などの河川利用が多い西側地域の河川は、耐震護岸方式により整備するものである。

東側地域河川については、昭和53年12月に第一次水位低下(A. P. ±0m)を、さらに平成5年3月に第二次水位低下(A. P. -1.0m)を実施し、その後河道整備を行っている。平成22年度には約40年をかけた旧中川の整備が完了した。

西側地域河川は、令和元年度に北十間川等の護

岸約0.3kmの整備を行った。

令和2年度は、事業費約14億円をもって、横十間川の河道約0.2km、北十間川等の護岸整備を実施する予定である。

4 スーパー堤防等の整備

東部低地帯の主要5河川(隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川)については、大地震に対する安全性をより高め、地域環境の向上を図るため、順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防に改築していくこととしている。

スーパー堤防等の整備にあたっては、背後地の再開発事業や民間開発等との一体的な事業により、用地の確保と合わせ、開発と整合のとれた水辺空間の整備を図っている。

昭和62年度からは、親しみやすい水辺環境を早期に都民に提供するため、堤防の前面部で先行してテラスを整備し、開放している。

令和元年度は、新たに1地区のスーパー堤防が概成した。

令和2年度は、事業費約42億円をもって、スーパー堤防9地区及びテラス約0.1kmの整備を行う予定である。

5 河川施設の耐震・耐水対策

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に行った堤防・水門及び排水機場の耐震点検に基づき、河川施設の耐震強化を順次実施していくこととし、外郭3河川の防潮堤・水門等を優先しながら、耐震対策を実施してきた。

平成24年12月には、東日本大震災の発生を踏まえ、「最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止する」ことを目標とする「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定した。本計画では、10ヵ年(平成24年度～令和3年度)で約86kmの堤防の耐震対策と全22施設の水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めることとしている。

令和元年度は、隅田川、中川、綾瀬川等で防潮堤及び護岸の耐震対策約13.3kmを実施した。また、清澄排水機場の耐震・耐水対策が完了した。

令和2年度は、事業費約302億円をもって、中川、綾瀬川、呑川等で防潮堤及び護岸約7.8kmの耐震対策を予定している。また、亀島川水門等13施設の耐震・耐水対策を進める予定である。(第3・7図、P. 88)

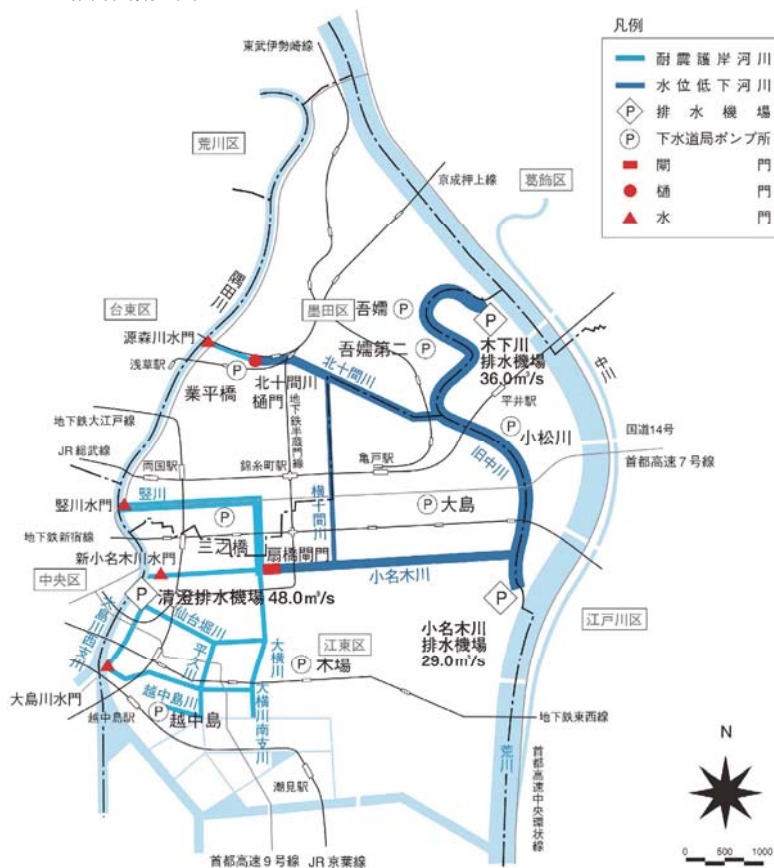
第3・10表 低地河川の整備

事業別	全体計画規模	令和元年度迄実績		令和2年度予算			令和3年度以降
		規模	整備率	規模	金額	整備率	規模
高潮防御	防潮堤・護岸 168km	km 159.7	% 95	km 0.2 [159.9]	億円 28	% 95	km 8.1
江東内部	(西側河川) 耐震護岸 23.1km	19.1	83	0.0 [19.1]	7	83	4.0
	(東側河川) 河道整備 27.2km	20.3	75	0.2 [20.5]	7	75	6.7
スーパー堤防等	スーパー堤防 27.7km	18.0	65	0.4 [18.4]	22	66	9.3
	テラス整備 47.5km	46.6	98	0.1 [46.7]	20	98	0.8
東部低地帯の 耐震・耐水対策	堤防耐震強化 85.8km	51.9 (59.5)	60 (69)	7.8 [59.7]	257	70	26.1
	水門等耐震・耐水対策 22施設	9 (22)	41 (100)	1 [10]	45	45	12施設

- 注) 1 整備率は〔 〕内の当該年度までの累計規模による。
 2 耐震・耐水対策の規模は、当該年度に完了する規模または全体計画規模に対して事業が完了する規模の割合を示す。また、()内の数字は当該年度迄に事業化した規模または全体計画規模に対する事業化した規模の割合である。
 3 高潮防御の予算金額は、河川調査費等を含む金額である。

第3・6図 江東内部河川整備箇所図

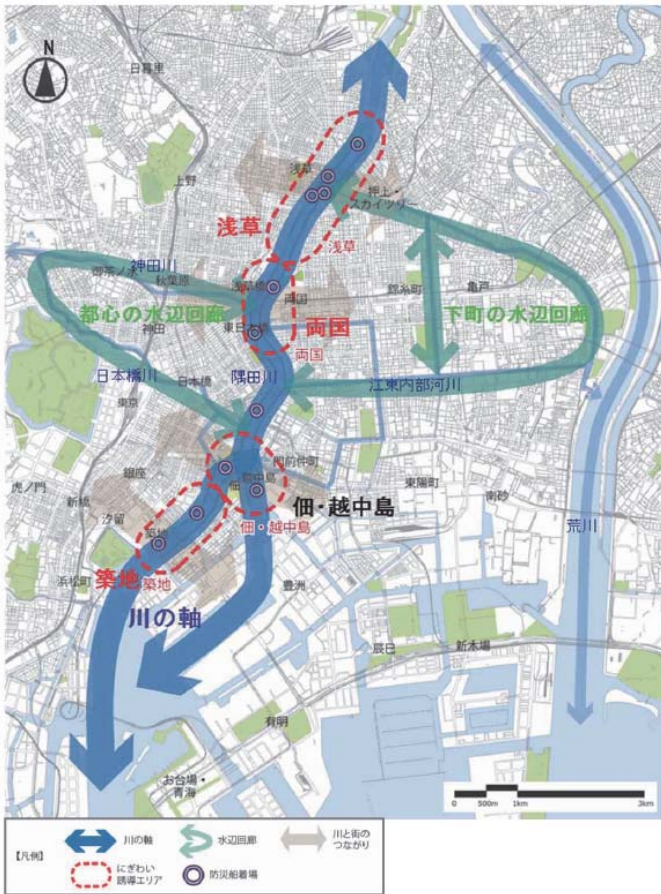
■江東内部河川整備計画概念図



第3・7図 東部低地帯の河川施設整備計画図



第3・8図 快適で人々が楽しめる水辺空間の創出イメージ



「浅草エリア」

《 浅草と東京スカイツリー®が一体となったにぎわいづくり 》

[リーディングプロジェクト]

北十間川プロムナード

河川・道路・公園等の一体的な整備により、二大観光拠点の周遊性を向上



「両国エリア」

《 歴史・文化が息づく東京の顔づくり 》

[リーディングプロジェクト]

両国リバーセンター

既存の船着場の機能を高度化し、隅田川と周辺観光施設・交通機関等との動線を強化



「水辺の動線」の強化

《 水辺と街の連続性や回遊性を向上させる隅田川テラスの整備 》

橋梁からのアクセス向上、テラスの連続化、夜間照明整備など



「築地エリア」

《 海・川・街を接続する隅田川の玄関口の整備 》

[リーディングプロジェクト]

築地リバーフロントターミナル

海・川・街をつなぐ舟運ターミナル機能の創出



6 水辺空間のにぎわい創出に向けた取組

かつて東京の河川は、盛んな舟運や人々の船遊びなど、生活に密着したにぎわいと活気のある場であった。戦後、隅田川等では都市化の進展による水質の悪化や高潮からまちを守る防潮堤の整備により人々が川から遠ざかる時期があったが、近年は水質改善やスーパー堤防、テラスの整備により再び人々が川に親しめる環境が整ってきた。

隅田川においては、テラスの連続化や修景、バリアフリー化を行い、人々が川に近づきやすくする整備を進めるとともに、テラスギャラリーの設置等を行ってきた。

小名木川では、江戸時代に開削され「塩の道」として舟運に利用された歴史を踏まえ、石積み風の護岸や柳の植栽など江戸情緒を感じられる整備を進めている。

平成23年には、河川敷地占用許可準則が改正され、民間事業者の占用が可能となったことから、これまでの取組に加え、河川利用を一層促進できるよう規制緩和を進めている。平成25年10月には、都内初となる民間事業者による河川敷地を活用したオープンカフェが隅田公園内に開店した。また、民間事業者の誘導を促進するため、河川敷地に川床を設置する「かわてらす」の設置を推進しており、令和2年4月時点で4店舗が運営している（令和2年4月より1店舗休止中）。現在、有識者、国、関係区を交えた「新たな水辺整備のあり方検討会」（平成26年2月）の提言等を踏まえ、橋梁から川沿いへのアクセス向上、テラスの連続化、夜間照明の整備など東京湾・ベイエリアと都心を結ぶ水辺の動線強化を行っている。

浅草エリアでは、北十間川において、東京都の護岸耐震工事に合わせて、墨田区が川沿いのテラス修景整備を、鉄道事業者が高架下店舗の整備を行い、令和2年6月に供用開始し、まちづくりと一体となった水辺空間が新たに生まれた。また、両国エリアではスーパー堤防と合わせて整備している官民連携複合拠点施設「両国リバーセンター」が、令和2年夏以降に開業を予定している。

これらの「にぎわい誘導エリア」におけるプロジェクトの展開等により、人々が集い、にぎわいが生まれる魅力的な水辺空間を創出している。（第3・8図、P.89）

また、水辺の魅力向上に資する取組の一つとして、平成29年度に隅田川サポーター制度を創設し、

現在26団体がサポーターとして認定されている。サポーターは、ハッシュタグ「#隅田川でつながりたい」を用いたSNSによる情報発信や、サポーター同士の交流を積極的に図り共同イベントを開催するなど、隅田川を盛り上げていく活動を実施している。

7 防災船着場の整備と活用

災害時に寸断された陸上交通網を補完し、国や港湾区域の船着場と合わせて緊急輸送網の一層の充実をはかるため、平成11年に「防災船着場整備計画」を策定し、東日本大震災を踏まえて平成28年1月に改定を行っている。この計画に基づき、都・国・区での役割分担のもと、道路、鉄道との結節点や避難場所の隣接地等に、令和元年度末までに77箇所の防災船着場を整備してきた。（第3・11表、P.91）

また、防災船着場の平素からの習熟訓練を兼ねるとともに、水辺のにぎわいを創出するため、越中島防災船着場、明石町防災船着場、桜橋防災船着場、両国防災船着場、浜町防災船着場及び箱崎町防災船着場を、平常時に一般船舶が利用できるよう開放している。また、令和2年8月から、新たに整備した両国防災船着場（小型船舶用）を一般開放した。

平成28年9月からは、両国防災船着場の夜間開放を開始し、平成29年4月からは、少人数船舶の利用料金を導入するなど、防災船着場の利用しやすい環境整備を進めている。（利用料金は1回あたり600円～5,000円で、営業船舶やプレジャーボートが利用している。）

8 舟運の活性化

成熟社会にふさわしい東京の魅力を高める交通手段のひとつとして、「東京の総合的な交通政策のあり方検討会」（平成26年5月）や「東京都と国土交通省の連絡協議会」（平成27年8月）などにおいて、舟運活性化に関する検討が行われ、これを受けて、平成28年度から民間事業者による定期航路化を促進するため、都市整備局、港湾局と連携し、舟運活性化の社会実験を開始した。

社会実験の実施にあたっては、民間のノウハウを活用するために選定した「舟運活性化パートナー」と連携して、運航社会実験とそれに併せた船着場周辺のにぎわい創出やPRなどの各種取組を進めている。

第3・11表 防災船着場の整備

(単位：箇所、百万円)

整備主体		全体計画 規模	令和元年度迄実績		令和2年度当初予算			令和3年度 以降
			規模	整備率	規模	金額	整備率	規模
都 管理 河川	都	箇所 26	箇所 25	% 96	箇所 0 [25]	37	% 96	箇所 1
	区	44	33	75	0 [34]	0	77	10
その他		24	19	79	— [19]	—	79	5
計		94	77	82	0 [78]	37	83	16

注1：〔 〕内の数値は、当該年度までの累計である。整備率は累計で規模による。

注2：その他には、直轄河川及び民間整備箇所を含む。

第6 土砂災害対策事業

河川部計画課・防災課

1 概要

土砂災害のハード対策としては、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の3事業を実施している。(第3・12表、P.93)

一方、ソフト対策としては、土砂災害に対する危険性の周知や警戒避難体制の整備等を推進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(通称:「土砂災害防止法」)に基づき、土砂災害のおそれのある区域を、土砂災害警戒区域等に指定している。

2 砂防事業

砂防事業とは、大雨等により発生する土石流等の土砂災害を防止することを目的として実施する事業である。根拠法である砂防法の歴史は古く、明治29年制定の河川法に引き続き、明治30年に制定された。

東京都では、砂防法に基づき、多摩地域と島しょ地域において砂防事業を実施している。事業内容は、土石流災害のおそれのある溪流を砂防指定地に指定し、砂防堰堤や流路工などの砂防施設を整備することである。

多摩地域では、山地や丘陵地の溪流周辺まで宅地化が進み、土石流災害のおそれのある溪流が多数存在している。

島しょ地域では、急峻な山腹を流下する溪流の出口が貴重な平地となっており、人家等が集中している。また、伊豆諸島は火山地域であり、火山灰による泥流や溶岩流の危険性もある。

砂防事業は、時間と費用を要することから、『人命の保護』を最優先にという観点に立ち、保全対象の重要度や災害発生の危険度等を考慮して計画的に事業を実施している。

令和2年8月現在、166溪流(今年度着手予定含む)で事業を実施しており、このうち116溪流が概成している。

令和元年度は、西川(奥多摩町)、筑穴ヶ沢(三宅村)等36溪流で、えん堤工等を実施し、北の山川(大島町)が概成した。

令和2年度は、中曽川(青梅市)、滝川沢(大島町)等49溪流で、約51億円の事業費をもって、えん堤工等を実施する予定である。

このうち、伊豆大島については、平成25年10月

の台風26号により伊豆大島の元町地区に大きな被害をもたらした大金沢において、応急対策、短期対策、中長期対策の3つに区分し、対策を段階的に実施することとしている。平成28年度には神達地区上部の導流堤や斜面对策などの短期対策が完了した。平成29年度からは、通常の砂防事業として、大金沢の中長期対策を実施している。

また、三宅島については、平成12年6月から始まった三宅島火山噴火対策として、平成12~14年度に災害関連緊急砂防事業、平成13~17年度に火山砂防激甚災害対策特別緊急事業、平成17~21年度に災害復旧事業として整備を行い、砂防堰堤57基、流路4.7kmが完成し、三宅島火山災害関連事業としての当面の整備目標を概ね達成した。平成22年度からは、通常の砂防事業として事業を実施している。

3 急傾斜地崩壊対策事業

東京都では、昭和30年代後半から台地や山間の急傾斜地(がけ地)周辺にまで宅地化が進み、台風、集中豪雨の際に急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)による災害が生じるおそれのある地域が拡大している。

このような災害から国民の生命・財産を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(以下「急傾斜地法」という。)が施行され、東京都では昭和49年から、自然斜面で土地所有者等が急傾斜地崩壊対策を実施することが困難又は不相当と認められる場合に区市町村からの要望を受け、急傾斜地崩壊対策事業を行っている。

傾斜角度30度以上、がけ高5m以上の急傾斜地において、保全人家等を踏まえ、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を実施している。

令和2年8月現在、64地区(今年度着手予定含む)で事業を実施しており、このうち52地区が概成している。

令和元年度は、青梅市千ヶ瀬町一丁目地区等の12地区で、法枠工等を実施した。

令和2年度は、檜原村小沢地区、八王子市高尾地区等の12地区で、約29億円の事業費をもって、崩壊土砂捕捉工等を実施する予定である。

4 地すべり対策事業

地すべりとは、山地や丘陵の斜面において、地下水等に起因して地盤がすべる現象をいう。

地すべり対策は、古くは砂防法の中で行われてきたが、昭和33年に「地すべり等防止法」が施行され現在に至っている。

地すべりが発生するおそれのある箇所は、空中写真の判読や現地踏査等により特定することができ、特に危険度が高い箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施している。

令和2年8月現在、13地区が概成している。

5 ソフト・ハードの連携した土砂災害対策

土砂災害から都民の生命を守ることを最優先に、土砂災害に対する警戒避難体制を確立していくため、土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づき、危険箇所の地形や土地利用などを把握する基礎調査を都内全域で進め、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」等に指定している。

基礎調査については、平成29年度に完了し、速やかに土砂災害の危険性を住民に周知するため、調査結果の公表を平成30年度に完了した。また、

平成30年7月の西日本豪雨の教訓等を踏まえ、警戒避難体制の早期確立に向けて、土砂災害警戒区域等の指定について、令和元年9月に都内全域の指定が完了した。

令和2年8月末時点で、15,478箇所の土砂災害警戒区域と、13,650箇所の土砂災害特別警戒区域を指定している。

令和2年度は、おおむね5年ごとに行う二巡目の基礎調査を都内全域で進めていく。

また、避難の目安となる「土砂災害警戒情報」については、気象庁と共同発表しており、平成20年2月1日から運用を行っている。平成29年5月には、運用開始以降の降雨事例や土砂災害発生事例のデータを加えて土砂災害警戒情報の基準を最適なものに見直し、新たな基準で運用を開始している。併せて、区市町村が整備する土砂災害ハザードマップの作成支援などにも取り組んでいる。また、これらのソフト対策と連動して、避難所や要配慮者利用施設の安全確保を図るハード対策を、区市町村等と連携し、推進していく。

第3・12表 砂防関係施設の整備状況

(金額：百万円)

事業別	重点箇所数	平成30年度実績	令和元年度決算		令和2年度当初予算		令和3年度以降規模残
	規模	規模	規模	金額	規模	金額	
砂防事業	166溪流	115溪流	36溪流 <1>	2,687	49溪流 <1>	5,149	49溪流
急傾斜地崩壊対策事業	64地区	52地区	12地区 <0>	1,780	12地区 <2>	2,901	10地区
地すべり対策事業	13地区	13地区	0地区	0	0地区	10	0地区
海岸保全施設整備事業	19.4km	19.0km	0.1km	318	0.1km	286	0.2km
計				4,785		8,346	

注) 1 重点箇所数は、これまでに事業完了した箇所に現在実施中の事業箇所を加えた数である。

なお、重点箇所数については、土砂災害警戒区域等の指定後に、区市町村による区域内の避難所の移転などの状況変化により変動するものである。

2 実績は、概成数を示すものであり、必要に応じて事業を再開する場合は再開後に実績から除き、再開事業が完了した際に改めて実績に加える。

3 規模の<>書き数字は当該年度の概成(予定)数(内書き)である。

4 海岸保全施設整備事業の規模は護岸、人工リーフなどの合計延長である。

第7 海岸保全事業

河川部計画課・防災課

東京都の海岸は東京湾、伊豆諸島及び小笠原諸島にあり、その延長は約765km、全国総延長の約2%に相当する。

このうち、現在、建設局では、昭和31年に施行された海岸法に基づき、国直轄の沖ノ鳥島を除く26箇所延長約46kmを海岸保全区域に指定し、事業を実施してきている。

建設局所管の海岸保全区域は、伊豆諸島の25箇所と、東京湾内の葛西海岸1箇所である。

伊豆諸島及び小笠原諸島は、外洋に位置し台風や冬季の季節風等による厳しい波浪条件下にあるため、海岸線の侵食・後退が進行している。これらの島々では、住民は海岸に面したわずかな平地で生活を営んでいることから、海岸保全事業に対する要望が強い。

このような状況のもと、海岸侵食から国土を保全し、人家、公的施設の安全性を確保するため、海岸保全事業を実施してきている。

なお、平成26年の海岸法改正により、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることとなった。これにともない、都は平成16年度に策定した「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を平成29年4月に改定した。一方、平成16年度に策定した「東京湾沿岸海岸保全基本計画」は、平成28年度に「東京湾沿岸海岸保全基本計画（東京都区間）」を策定し、今後、千葉県と神奈川県と協同で「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を見直していく予定である。

また、津波対策としては、東日本大震災後の国の中央防災会議等における想定地震・津波の見直し等を踏まえた、発生頻度の高い津波の想定高に基づき、対策の検討を実施している。

令和元年度は、新島の和田浜海岸で人工リーフ工42m及びブロック製作、三宅島の横ま海岸で護岸工38m等を実施した。

令和2年度は、事業費約3億円をもって、引き続き三宅島で護岸工12m等を実施する予定である。

第8 河川環境の整備

1 概要

河川部計画課

近年、河川に対しては、治水機能の向上だけではなく、水に親しめる空間の整備や多様な生物の生息環境の創出など、都市に残された貴重な水辺空間として多種多様な期待が寄せられている。

河川環境の整備については、河川改修にあわせて、自然を活かした川づくりや河川の緑化、ウォーキング等しやすい河川沿いの通路等の整備、水辺の景観形成など、うるおいのある水辺の創出に取り組んでいる。

また、しゅんせつや河川浄化施設の設置、下水道高度処理水や地下鉄等からの湧水の導水など、水質の改善、水量の確保も行っている。

さらに、再生可能エネルギーの活用を目的とし、河川の水位差に着目した小水力発電導入にも取り組んでいる。

2 河川のしゅんせつ

河川部防災課

都内河川の水質については、特に東部の低地を流れる感潮河川では、河川水が滞留しやすいことから、汚濁物質も長時間滞留し、沈殿堆積するため悪臭発生の原因となっている。さらに、底泥の堆積は、治水上も影響を及ぼす場合がある。

これらの対策として、河川のしゅんせつを行い水質汚濁の一因となっている底泥を除去し、河川水質の浄化を図るとともに河積の確保等に努めている。

令和2年度の事業費は、約7.1億円、隅田川等の河川で、約8.6万m³のしゅんせつを実施する予定である。

3 うるおいのある水辺の創出

河川部計画課・改修課・防災課

(1) 河川緑化の推進

水と緑に囲まれた、自然を感じられるまちをつくるという目標に向けて、堤防法面や護岸、管理用通路などの緑化を推進することにより、うるおいのある水辺空間を創出する。

令和2年度は、乞田川、大栗川、新河岸川など5河川で緑化を実施する予定である。

(2) 水辺の景観形成

神田川及び日本橋川の、多くの観光客や人々が集まる場所において、無機質なコンクリート護岸

等を修景し、良好な水辺の景観形成を図っている。

4 河川等の水質改善・水量確保

河川部計画課・防災課

(1) 外濠の水質改善

夏季にアオコや臭気が発生する外濠では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、平成29年度から令和元年度まで底泥のしゅんせつを行った。令和2年度は、アオコを除去するための暫定対策と効果検証を行う。

(2) 河川浄化施設

石神井川や呑川における水流発生装置の設置等、河川の水質改善に資する取組を区と連携して進めている。

(3) 平常水量の確保

渋谷川・古川、目黒川、呑川の城南三河川や神田川、善福寺川では下水道高度処理水を、野川や立会川等においては、地下構造物からの湧き水を導水し、水質改善や平常水量の確保を図っている。

(4) 他河川からの導水

隅田川の水質浄化を図るため、昭和39年から利根導水路を通して利根川の水を新河岸川、隅田川に導入している。

5 野川自然再生

河川部計画課・防災課

野川の第一・第二調節池では、地域と都とが『自然再生協議会』を組織し、昭和30年代にかつてあった田んぼや池等の多様な生き物の生息空間の再生に取り組み、人々が自然と触れ合える場を創出している。これまでに策定した第一次及び第二次実施計画に基づき、湿地、ため池、水路、田んぼ、河床等の整備を進め、多様な自然環境の再生を図っている。

6 再生可能エネルギー

河川部計画課・防災課

扇橋閘門及び北十間川樋門の耐震・耐水工事に合わせ、導水施設の一部に発電施設を付加し、小水力発電を行うことで、省エネルギーの推進を図っている。

令和2年度は、北十間川樋門において小水力発電設備の設置工事を実施する予定である。

第9 河川維持

河川部防災課

1 概要

河川の維持とは、河道及び河川管理施設を良好な状態に保持する行為であり、護岸、水門等を安全かつ適切に維持管理するため、令和2年度は事業費約47.6億円で、事業を実施する予定である。

2 護岸等

護岸の老朽化、河床の低下等により生じた変状箇所についての補修工事を行っている。また、河川敷地内の除草、清掃、転落防止柵等安全施設の維持修繕を行っている。

3 水門及び排水機場等

東京の低地帯を高潮による水害から守るため、水門13箇所、排水機場5箇所、閘門1箇所及び樋門2箇所の運転操作、点検及び修繕等の維持管理を行っている。上記施設のうち、河川法第99条により、水門3箇所、排水機場2箇所、樋門1箇所の運転操作及び日常点検を地元区に委託している。

また、平成22年度末に完成した水門管理システムによって、施設の監視・制御を水門管理センターで一元的に行っている。

4 砂防、海岸

砂防関係施設や海岸保全施設を良好な状態に保つため、流路や護岸等の変状箇所についての補修工事を行っている。

5 調節池

洪水の一部を貯留し、水害を軽減するため、区部では8箇所のオープン式調節池と、10箇所の地下式調節池、多摩部では8箇所のオープン式調節池と、2箇所の地下式調節池を維持管理している。

6 分水路

洪水の一部を分流し水害を軽減するため設置された区部では5箇所、多摩部では3箇所の分水路を維持管理している。

7 防災船着場

隅田川等で、17箇所の防災船着場を維持管理している。

8 河川における水質異常事故対応

都が管理する河川において油流出及び魚浮上等の水質異常事故が発生した場合、その被害拡大を

防止する対応を実施している。

9 河川水面清掃

河川環境の保全のため、清掃船舶が航行できる30河川・延長約109kmを対象に、浮遊するゴミなどの除去を行っている。

10 河川管理施設の点検

平成25年12月の河川法及び河川法施行令の一部改正により、河川管理施設等を年に一回以上点検することが義務付けられた。それを受け、平成26年度より年に一回の点検を実施している。平成29年度に点検要領を改定し、「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検要領」及び「同点検結果評価要領」に基づき、河川管理施設等を年に一回点検している。点検結果を踏まえて計画的に補修を実施していくことで、より効率的かつ効果的な維持管理を実施していく。

第10 河川防災

河川部防災課

1 概要

本事業は、災害の発生を未然に防ぐため、崩壊のおそれのある既設護岸の局部的な改良などを行うものである。

具体的には、老朽化した護岸や、河床の低下により根入れ不足となった護岸の補修工事等を実施する。また、東部低地帯の治水上重要な水門及び排水機場等の設備の機器の更新等を行っている。

なお、令和2年度は事業費約53.2億円で、事業を実施する予定である。

2 護岸等

老朽化した護岸や河床の低下等が生じた箇所において、変状箇所の補修工事等を実施している。

3 水門及び排水機場等

水門・排水機場等において、劣化が進行する前に機器の更新等を実施している。

4 砂防・海岸

多摩地域、島しょ地域の砂防関係施設及び海岸保全施設の補強工事を実施している。

第11 予防保全型管理

河川部防災課

1 概要

河川施設等の多くは整備後長期間が経過しており、経年による劣化が生じている。既存施設に大規模な変状や劣化が進行する前に、予防保全的に補修を行うことで、施設の機能を確保しつつ、今後発生する補修費用を低減・平準化していくこととしている。

2 地下調節池・分水路

大規模構造物である地下調節池・分水路は、再構築が困難であり、確実に長寿命化を図る必要がある。平成28年3月に地下調節池・分水路（土木構造物）の予防保全計画、平成30年3月に地下調節池（設備）の予防保全計画を策定しており、予防保全型管理の対策に取り組んでいる。

令和2年度は、荏原調節池、飛鳥山分水路等4施設で土木補修工事を、船入場調節池等4施設で設備補修工事を実施する予定である。

3 砂防施設

多くの施設が完成から50年以上が経過しており、劣化による変状等が確認されている。平成30年7月に予防保全計画を策定しており、予防保全型管理に取り組んでいる。

令和2年度は、大丹波川等9箇所調査・設計・工事を実施する予定である。

4 急傾斜地崩壊防止施設・地すべり防止施設

昭和30年代・40年代より施設整備がされ、経年劣化による変状等が確認されている。

平成30年12月に予防保全計画を策定しており、予防保全型管理に取り組んでいく。

令和2年度は、御岳山等7箇所調査・設計・工事を実施する予定である。

5 海岸保全施設

昭和30年代より施設整備がされ、経年劣化や台風などによる波浪の影響により、一部施設に変状が確認されている。平成30年7月に予防保全計画を策定しており、予防保全型管理に取り組んでいく。

令和2年度は、汐間海岸等4箇所調査・設計・工事を実施する予定である。

6 堤防・護岸等

堤防・護岸等の予防保全型管理の導入を図るため、東部低地帯の都直轄管理8河川において、平成27年度から平成29年度に健全度調査を実施し、予防保全計画の策定に向けた検討及び調整を実施中である。さらに、多摩河川や区管理河川への予防保全型管理の導入に向け、検討を行っている予定である。

第12 公共土木施設災害復旧 (国土交通省所管施設)

河川部防災課

災害復旧事業とは、台風や地震などの異常天然現象によって、公共土木施設が被害を受けた場合に地方公共団体がこれを復旧する事業をいう。

しかし、被災した公共土木施設の復旧には、多額な費用を要するため、一地方公共団体の財政能力を超えるものとなることから、国が特別の財政負担を行い、早期復旧を目指すこととしている。

被害を受けた地方公共団体は、国に対し、国庫負担申請を行い、被災した現地において査定を受け、復旧金額の決定をする。河川部では、都が所管する河川、海岸、砂防、道路等の公共土木施設の被災状況を総括して国へ申請しており、併せて区市町村の災害についても申請及び指導等を行っている。

平成25年度に申請した大島町の道路施設災害復旧事業については、平成29年度までに全て成功認定を実施し、事業完了となった。

令和元年台風第19号に係る災害復旧事業では、秋川の災害復旧を含む都災4件と区市町村災13件について、災害査定を受け、工事費を決定した。

第13 水 防

河川部防災課

1 概要

水防活動は、洪水、高潮や津波から都民の生命、財産を守るため、都及び区市町村（水防管理団体）等の関係機関が行う活動であり、河川改修と並ぶ水害の防止・軽減を図る手段として非常に重要である。

都及び区市町村等の関係機関の役割は水防法により定められており、区市町村は管内における河川の巡視や土のう積みなどの水防活動を行う責任を有する。都は、①洪水予報、水防警報等の発表

②雨量、河川水位の監視 ③河川水位、気象情報の伝達 ④水防管理団体への水防資器材の供与 ⑤水防管理団体への技術的支援等を行っている。

2 東京都水防計画

水防業務の調整及び円滑な実施を図るため、水防法第7条により毎年4月に開催する東京都水防協議会（会長は都知事）に諮問した上で、決定し公表している。

3 東京都水防本部

気象庁の大雨・洪水警報の発表等に伴い、建設局長を本部長とする水防本部を河川部内に設置するほか、各建設事務所も警戒配備態勢をとっている。令和元年は、48回の水防態勢をとり、そのうち7回は水防本部を設置した。（第3・13表、P.99）

4 東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道や東北地方へ相次いで上陸した台風により甚大な被害が発生したこと受け、平成29年5月に水防法等の一部が改正され、大規模氾濫減災協議会の創設が規定された。

都は、この法改正を受け、平成29年12月に「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」（会長は建設局長）を設置し、減災のための目標等を定め、平成30年6月には、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するため、都や区市町村等の関係機関が取り組む事項について取りまとめた「取組方針」を策定し、減災のための取組を推進している。

令和2年5月には、平成31年1月の「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定を受け、規約及び取組方針を改定した。

5 水防倉庫と水防資器材

主要な河川沿いなど59箇所水防倉庫を設置し、水防管理団体が備蓄している水防資器材の不足等にも備えている。

都内には、これら水防倉庫（他局及び水防管理団体所管も含む469箇所）に、土のう約100万袋、スコップ約3万丁、ツルハシ約6千5百丁などの資器材を備蓄している。

6 水防災総合情報システム

水防時の情報連絡を迅速かつ正確に行うことが出来るよう、平成3年度から水防災総合情報システムを導入している。

このシステムにより、建設局が管理する雨量計（103箇所）・水位計（114箇所）及び区市管理の雨量計（47箇所）・水位計（57箇所）のデータを1分ごとに計測しているほか、水門・排水機場等の情報収集や、河川監視カメラによる映像監視を行っており、監視カメラの設置拡大に向けて取り組んでいる。

水防災総合情報システムに取り込んだ雨量計・水位計などのデータ、河川監視カメラの静止画（5分間隔）、洪水予報等の氾濫危険情報などを24時間リアルタイムにホームページ上で広く都民に情報提供している。また、ツイッターを利用して水防情報についても発信している。

更に、GPS機能を活用したスマートデバイス化や英語、中国語、韓国語を加えたホームページの多言語化により情報発信の向上を行っている。

東京都水防災総合情報システム

パソコン：<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp>

スマートフォン：<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/s/tsim0401g.html>

携帯電話：<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/k/>

東京都水防ツイッター

アカウント：@tokyo_suibo（東京都水防）

URL：https://twitter.com/tokyo_suibo

7 洪水予報等

洪水時の自主避難の判断や、関係区市による円滑な水防活動及び避難情報発令の判断に活用してもらうため、防災情報を発表している。

洪水予報は、気象庁の予測雨量に基づいて河川水位の変動を予測し、河川が溢れる恐れのある場合に気象庁と共同で発表する防災情報である。神田川、芝川・新芝川（埼玉県と共同）、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川の9河川で運用を行っている。

また、水位周知河川では、実況の河川水位が氾濫危険水位に達したときに、その旨を発表しており、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川、石神井川、善福寺川、呑川の7河川で運用を行っている。令和2年度内には、谷沢川、丸子川の2河川で運用を開始する。

令和元年5月より、相当する警戒レベルを追記して洪水予報等を発表している。

8 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断に資するため、都と気象庁が共同で発表する防災情報である。

都では平成20年2月から運用を始めており、令和元年は、10月の台風第19号の際など、計5回の発表を行った。

令和元年5月より、相当する警戒レベルを追記して土砂災害警戒情報を発表している。

9 防災情報提供

水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、浸水が想定される区域を図示し、随時公表を進めている。また、平成27年5月に水防法が改正されたことを受け、想定し得る最大規模の降雨による神田川流域の浸水予想区域図を平成30年3月に改正・公表し、これまで10流域で、改正・公表している。

このほか、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図を作成し、平成30年3月にホームページで公表をした。

令和2年度には、水防法に基づき、東京湾沿岸（東京都区間）を、高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸（水位周知海岸）として指定し、高潮による氾濫が発生する危険性を都民の皆様にお知らせする基準となる「高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）」を令和2年度東京都水防計画に定めた。

また、平成30年度より、洪水予報河川・水位周知河川の氾濫危険情報について、令和2年度より、土砂災害警戒情報、高潮氾濫危険情報について、首長や区市町村防災担当部署等へ直接メールにて伝達するホットメールの仕組みを構築している。

第3・13表 令和元年 都の水防活動と降雨量の一覧表

通算	水防本部 設置日	種 別	23 区 東	23 区 西	多 摩 北	多 摩 西	多 摩 南	伊 豆 北	伊 豆 南	小 笠 原	水 防 態 勢	時間最大雨量	総雨量
第1回	5月20日	集中豪雨	○	●	○	○	●				警戒配備態勢	中里 27 mm	蓬莱橋 78 mm
第2回	8月19日	集中豪雨		○	●	●	○				警戒配備態勢	菅生 60 mm	菅生 174 mm
第3回	9月3日	集中豪雨			○		○				警戒配備態勢	鶴間 39 mm	府中 63 mm
第4回	9月7日	台風	●	●	●	●	●	●	●	○	警戒配備態勢	野増 70 mm	野増 247 mm
第5回	9月11日	集中豪雨	○	●	●	○					警戒配備態勢	上用賀 29 mm	金町 33 mm
第6回	10月10日	台風	●	●	●	●	●	●	●	●	警戒配備態勢	恩方 72 mm	奥多摩 642 mm
第7回	10月23日	集中豪雨	●	●	●	●	●	●	●	●	警戒配備態勢	新川 35 mm	今井 139 mm

注：●は大雨・洪水警報、○は大雨・洪水注意報

第14 その他

河川部計画課・管理課

1 河川整備計画

豊かでうるおいのある質の高い都民生活や、良好な環境を求める住民ニーズの増大等の最近の動きに的確に応えるため、平成9年の河川法改正では、「河川環境の整備と保全」を目的に追加し、地域の意見等も反映した計画制度（河川整備基本方針・河川整備計画の策定）が取り入れられた。

計画への住民意見を反映させるため、関係機関での閲覧・意見箱設置、ホームページでの意見募集のほか、流域連絡会に情報提供し、意見を聴取している。

平成11年度より順次河川整備計画等の策定を進め、令和2年8月現在で29圏域中26圏域（96河川）について策定が完了している。

2 流域連絡会の開催

都民と行政が共通の認識に基づき、協働・連携して、地域に活かした親しめる川づくりを進めるため、流域の住民や市民団体、区市町村及び都が、河川に係わる情報や意見の交換を行う場として流域連絡会を開催している。

意見交換の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 河川に係る計画・工事・管理等
- ② 河川環境と歴史・文化
- ③ 流域自治体の行政のうち河川に係るもの

現在、江東内部河川、平井川、野川など13の流域連絡会を設置している。

3 水上バス「東京水辺ライン」の運航

都民に水辺に広く親しむ機会を提供するため、建設局が所有する3隻の船舶を用いて（公財）東京都公園協会が隅田川、荒川、臨海部を中心に水上バス「東京水辺ライン」を運航している。

水上バスは発災時には防災船として医療物資や緊急物資、帰宅困難者の輸送等の役割を担うことになるため、定期的に防災訓練を実施するなど都民の安全・安心の確保に努めつつ、観光スポットでもある両国や浅草、葛西臨海公園をはじめとした防災船着場等を結んで運航しており、気軽に水辺に親しめる交通手段として定着し、年間約20万人の方々に利用されている。

4 都民との協働・連携による維持管理

個々の河川の特徴に応じたきめ細かい維持管理を行うため、都民との協働・連携を進めている。

例として、柳瀬川の金山調節池で行政と市民ボランティアが協働して維持管理を実施している「金山調節池ワークショップ」、隅田川で沿川の町会や学校と連携してテラスの花壇整備や清掃活動を実施している「花守さん事業」等がある。

5 普及活動（河川愛護月間関連行事）

河川愛護月間は、身近な自然環境である河川への市民の関心の高まりに応えるため、良好な河川環境の保全・再生などの推進や、国民の河川愛護意識の醸成を目的とし、昭和49年に、国土交通省（旧建設省）が広報活動の一環として制定したものである。

都では、東京の川への親しみや愛着を持っていただくため、河川愛護月間の7月を中心に、川を歩こう、施設見学会、河川の清掃活動等、パネル展示、かわフェスタ、フォトコンテスト、シンポジウム等の各種行事を例年実施している。

6 河川水辺の国勢調査

適正な河川環境の整備及び管理を推進するため、定期的・継続的・統一的な河川環境に関する基礎情報を収集することを目的とした調査を、東京都では平成7年度より行っている。

令和2年度には、隅田川外23河川で魚類調査、中川外8河川で底生動物調査、多摩川外12河川で河川環境基図調査、鶴見川外2河川で底生動物調査を実施する。